

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和8年2月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	医療年金課	228-7375	保険年金事務電算システム改修 業務(各種帳票作成対応等)	株式会社日立製作所関 西支社	35,654,850	R8.2.25	当該業務は、標準準拠システムと一体となって運用するためのシステムの改修を行うものである。具体的には、業務を確実かつ効率的に遂行するためには不可欠である標準準拠システムだけでは出力できない帳票類の出力を可能とするものである。そのため、標準準拠システム全体の機能を損なうことなく、当該帳票を出力させるためには、当該システムの詳細な知識等が必要である。 仮に当該システムの構築業者以外の業者が履行した場合、必要なデータの抽出漏れやシステム設定の誤りが生じ、国民健康保険事務等に多大な支障をきたし、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、現システムを構築する業者である株式会社日立製作所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	1者随契	